

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。

効力発生日は平成 年 月 日であり、

甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

* 貸借対照表事項（一覧表上記の記載例参照）

* 当事者事項（一覧表上記の記載例参照）